平成２２年（フ）第３００号
千葉県松戸市稔台３丁目28番地の15
債務者　星川　富子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０５号
千葉県松戸市新松戸北２丁目11番地の１新松戸ファミールハイツ３―203
債務者　林田　　親
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０６号
千葉県松戸市稔台１丁目９番地の５グランドール102号
債務者　佐藤　ルミ
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番20―102号
債務者　栗本　榮一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２０号
千葉県松戸市六高台６丁目63番地エステートピアN101号
債務者　野見山一樹
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２８号
千葉県松戸市牧の原２番地の48　牧の原公団住宅１街区20棟613号
債務者　宇於崎　博
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９４号
島根県安来市汐手が丘24番４号
債務者　福島　千春
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０２５号
大阪市住之江区御崎６丁目２番２―602号
債務者　住石　純司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４９号
大阪府枚方市南中振２丁目15番９―103号
債務者　尾笹　　元
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２号
川崎市川崎区渡田向町１番11号　平和交通渡田向町営業所
債務者　岸田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
川崎市麻生区黒川637番地１　パルティーレ204
債務者　高橋かおり（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
川崎市川崎区貝塚２丁目５番９号丘園荘Ａ棟１階２号室
債務者　田中　新一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
川崎市川崎区池上新町２丁目４番８号池上ハイツ201
債務者　松本ヘイゼルこと　パロン　ヘイゼル　パドゥア
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１８１号
東京都東大和市芋窪４丁目1735―１―106
債務者　齋藤美佐緒
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８２号
神奈川県川崎市中原区上平間358―101
債務者　中村　康弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部